

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。